

ヤマザキ動物看護大学修業年限を超えて在学する者の学費等に関する取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、ヤマザキ動物看護大学学則(以下「学則」という。)第50条の2及びヤマザキ動物看護大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第49条の規定に基づき、修業年限を超えて在学する者の学費等の取扱いに関し必要な事項を定める。

(学費)

第2条 修業年限を超えて在学する者の学費は、当該学期に履修登録する授業科目の単位数に50,000円を乗じた金額とし、当該学期分の金額を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期の学費は、学則第46条別表第2及び大学院学則第44条別表第2に規定する金額の2分の1を上限とする。

3 第1項に規定する学費は、休学期間を除く在学期間が次の各号に該当する年数に満たない者には、適用しない。

- (1) ヤマザキ動物看護大学 4年
- (2) ヤマザキ動物看護大学大学院 2年

(委託徴収諸会費)

第3条 修業年限を超えて在学する者の委託徴収諸会費は、原則として取り扱わない。

2 前項の規定は、休学期間を除く在学期間が次の各号に該当する年数に満たない者には、適用しない。

- (1) ヤマザキ動物看護大学 4年
- (2) ヤマザキ動物看護大学大学院 2年

(補則)

第4条 この内規に定めるもののほか、修業年限を超えて在学する者の学費等に関する取扱いに必要な事項のあるときは、理事会の議を経て理事長が定める。

(内規の改廃)

第5条 この内規の改正及び廃止は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から制定施行する。

附 則(平成29年7月20日理事会承認)

この内規は、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則(令和3年5月27日理事会承認)

この内規は、令和3年4月1日から改正施行する。